

第6期 海津市障害福祉計画
第2期 海津市障害児福祉計画
(案)

(令和3年度～令和5年度)

令和3年1月

海津市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	計画の視点	4
5	サービス確保の基本的指針	5

第2章 海津市の現状

1	障がいのある人の状況	7
2	計画策定のための実態調査	15

第3章 計画の実施の現状と目標

1	本計画で定める障害福祉サービス等の体系図	23
2	障害福祉サービス等の成果目標	24

第4章 地域生活支援体制の整備

1	地域共生社会の体制の構築	48
2	サービスの基盤確保	49
3	利用者本位のサービス提供体制の整備	49
4	居宅生活を促進するための支援充実	50
5	相談支援体制の充実	52
6	就労支援の充実	52
7	障がいのある子どもへの支援の充実	53
8	高齢障がい者への支援	54

第5章 計画の推進体制

1	計画の推進体制	55
2	計画の進捗管理	55
3	調査研究及び情報提供	57

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成 30 年 3 月に「第 5 期海津市障害福祉計画」と「第 1 期障害児福祉計画」を、平成 29 年 3 月には「第 3 期海津市障がい者計画」を策定し、「協働による安心して暮らせるまち」を目標に掲げ、障がいの有無に関わらず、すべての人が互いに人格と個性を尊重しあう共生社会の実現を目指してきました。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」制定後も、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」や、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が施行されたほか、「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」の改正による法定雇用率の拡大により、障がい者の一般就労に向けた取り組みが進むなど、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しています。

平成 30 年 3 月に策定した「第 5 期海津市障害福祉計画」と「第 1 期障害児福祉計画」が令和 2 年度で終了することから、「第 6 期海津市障害福祉計画」と「第 2 期海津市障害児福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の性格と法的根拠

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」を策定するものです。障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援等の提供体制の確保に関する計画です。

(2) 関連計画との調和

本計画は、「海津市障がい者計画」との整合性を図るとともに、「海津市第 2 次総合計画」や「海津市地域福祉計画」、「海津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「海津市子ども・子育て支援事業計画」等の本市の関連計画との整合性を保ち、各サービスや施策を推進していきます。

3 計画の期間

本計画は、令和3年度を初年度とし、令和5年度までの3年間を計画期間として、目標を定めた計画です。

図表 1 計画の期間

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第3期 海津市障がい者計画	 見直し					見直し
第6期 海津市障害福祉計画	 見直し		見直し			見直し
第2期 海津市障害児福祉計画	 見直し		見直し			見直し

4 計画の視点

(1) 計画の目標

本計画は、上位計画である「海津市障がい者計画」の目標の実現を目指すものです。

協働による安心して暮らせるまち

(2) 計画の視点

本計画策定にあたり、国では以下の7つの基本的理念を示しています。これらの理念を踏まえ、障害福祉サービスの拡充を図ります。

【障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的理念】

- ① 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取り組み
- ⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥ 障害福祉人材の確保
- ⑦ 障がい者の社会参加を支える取り組み

5 サービス確保の基本的指針

本市としての障害福祉サービスの確保の基本的指針として、以下の 6 つの方針に沿って推進していきます。

① 地域支援体制の整備

地域住民の身近な課題や困りごとを、公的なサービスの充実だけでなく、地域内での支えあいや地域資源の活用により解決できる地域づくりに主体的に取り組むための仕組みづくりや、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保、地理的条件や地域資源の状況や実態を踏まえて包括的な支援体制の構築に取り組みます。

また、重度化した高齢の障がい者について対応できるよう、グループホーム向けに創設された類型とされる「日中サービス支援型共同生活援助」による常時の支援体制を確保できるよう、努めます。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

「入院医療中心から地域生活中心へ」の理念のもと、精神障がいの人も地域の一員として安心して自分らしい暮らしをするために、医療・障害福祉・介護・住まい・社会参加（就労）・地域の助け合い・教育が包括的に確保されるよう、システムの構築を推進します。

③ 相談支援体制の充実・強化

希望する生活を送ることができるよう、障がいのある人や介助者が相談できる支援体制の充実強化を推進するために、相談員等の人材確保や育成をしていきます。

そのほか、相談支援機関との連携強化や、事業所等の訪問による指導・助言を行っていきます。

④ 日中活動系サービスの充実

障がいのある人が地域で自立した生活を営むことができるよう、一人ひとりのニーズに応じた日中活動系サービスの充実を図ります。

⑤ 地域生活への移行の推進

障がいのある人一人ひとりの能力や適性に応じた生活を送ることができるよう、共同生活援助（グループホーム）や地域生活支援事業の充実を図り、福祉施設の入所や精神科病院等の入院から地域生活への移行を進めます。

それに伴い日々の生活や必要な手続きなどで移動することになるため、交通手段を必要とする人には、福祉有償運送の紹介斡旋や移動支援を事業提供していきます。

⑥ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

福祉施設から出て企業等で働くことを希望している人が、就労移行支援事業等を活用することにより一般就労ができるよう、就労支援の充実を図ります。

就労支援事業所においては、障がい者本人の特性に合わせたサービス提供により障がい者の能力を見いだして向上を図り、一般就労へ移行できるよう支援を進めます。

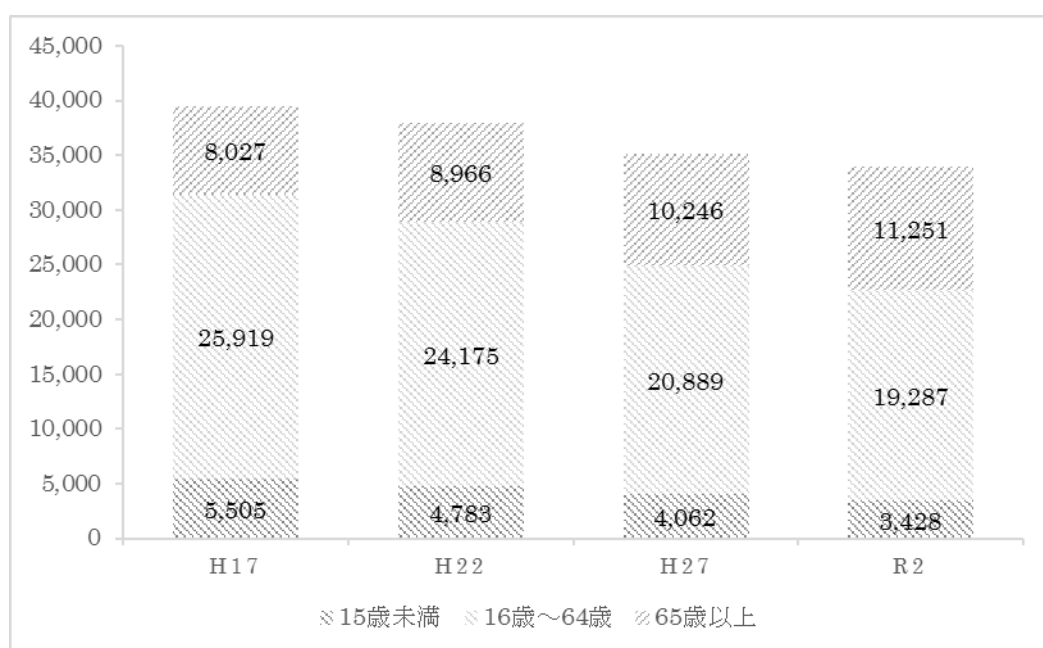
第2章 海津市の現状

1 障がいのある人の状況

(1) 人口の推移

本市の人口は、令和2年3月の住民基本台帳人口では33,966人となっており、平成17年からの15年間でおよそ5,500人減少しています。年齢3区分別でみると、15歳未満及び15歳以上64歳までの人口は減少していますが、65歳以上の高齢者人口は増加しており高齢化が進行しています。

図表 2 年齢3区分別人口の推移



資料：H17, H22, H27…国勢調査

R2…3月31日現在住民基本台帳人口(外国人を含む)

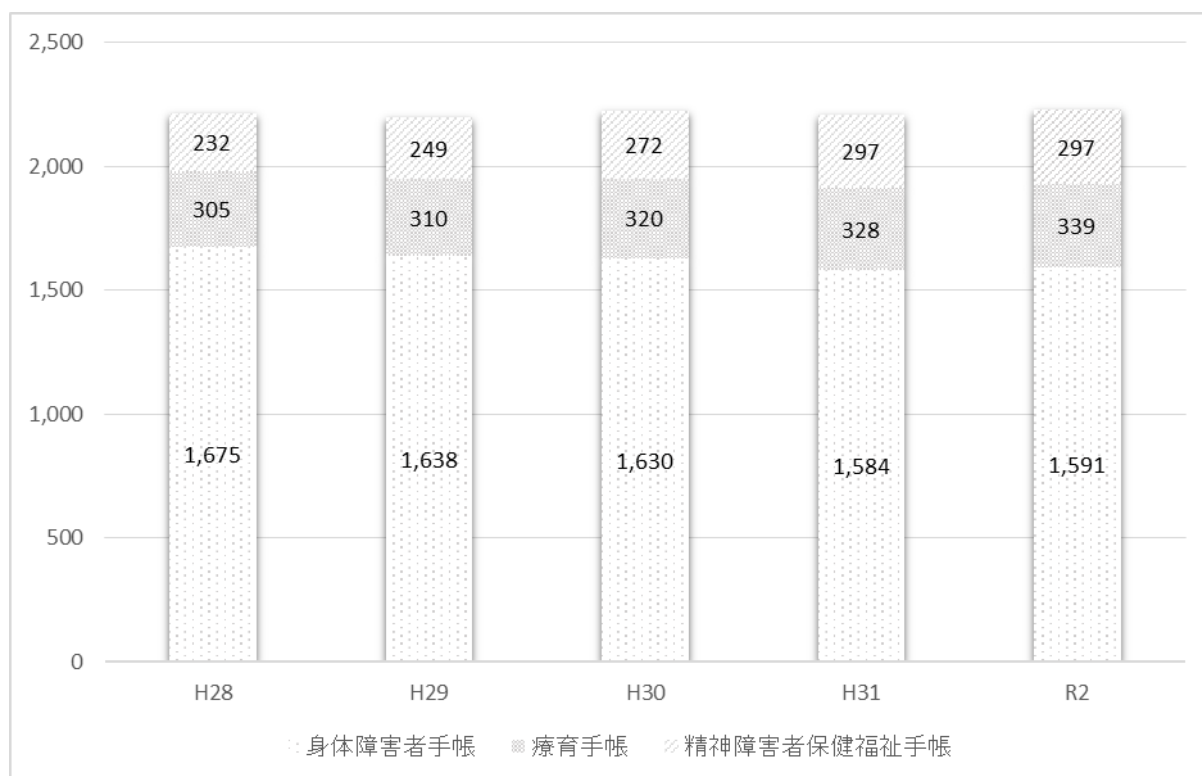
※総人口には年齢不明者を含みます。

合 計	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年3月	平成17年と 令和2年との比較
	39,451	37,924	35,197	33,966	△5,485
65歳以上	8,027	8,966	10,246	11,251	3,224
15歳～64歳	25,919	24,175	20,889	19,287	△6,632
15歳未満	5,505	4,783	4,062	3,428	△2,077

（２）障がい別手帳所持者数の推移

本市における障害者手帳所持者数は、ほぼ横ばい状態にあり、令和２年３月３１日現在では 2,227 人となっています。平成 28 年からの推移をみると、身体障がい者は減少していますが、知的障がい者や精神障がい者は増加しています。

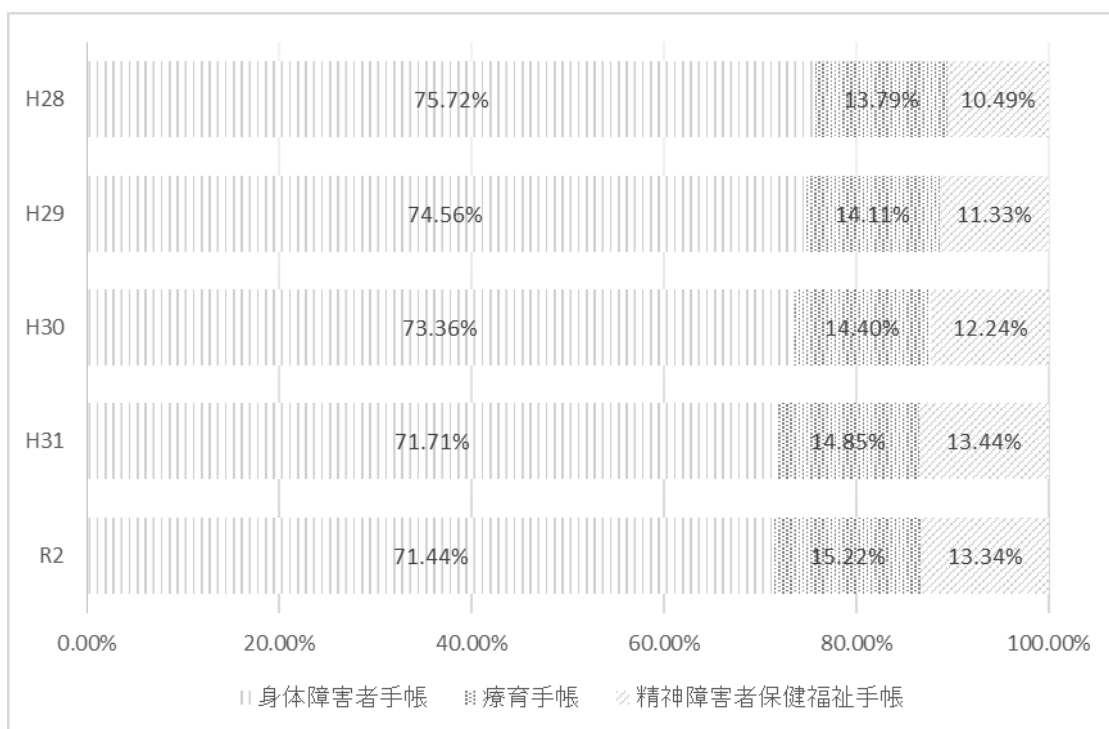
図表 3 障がい別手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課（各年３月３１日現在）

合計	平成２８年	平成２９年	平成３０年	平成３１年	令和２年
	２，２１２	２，１９７	２，２２２	２，２０９	２，２２７
身体障害者手帳	１，６７５	１，６３８	１，６３０	１，５８４	１，５９１
療育手帳	３０５	３１０	３２０	３２８	３３９
精神障害者 保健福祉手帳	２３２	２４９	２７２	２９７	２９７

図表 4 障がい別手帳所持者の割合の推移



資料：社会福祉課（各年 3 月 31 日現在）

（2-1）身体障害者手帳所持者数の内訳

令和 2 年 3 月 31 日現在の身体障害者手帳所持者を障がいの等級・種類別で見ると、1 級では内部障がい・肢体不自由が多く、2 級以下では肢体不自由が多くなっています。

図表 5 障がいの等級別身体障害者手帳所持者数の推移

（単位：人）

		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計	
視覚障がい		31	27	7	7	9	9	90	5.66%
聴覚・平衡機能障がい		3	30	12	19	1	29	94	5.91%
音声言語機能障がい		1	2	7	4	—	—	14	0.88%
肢体不自由		169	166	185	198	86	46	850	53.42%
内部障がい		300	4	114	125	—	—	543	34.13%
合 計	人数	504	229	325	353	96	84	1,591	100.0%
	割合(%)	31.68	14.39	20.43	22.19	6.03	5.28		

資料：社会福祉課（令和 2 年 3 月 31 日現在）

(2-2) 身体障がいの種類別・年齢区分別人数

身体障害者手帳所持者を障がいの種類別・年齢区分別でみると、18 歳未満、18 歳以上ともに肢体不自由が最も多く、合わせて 850 人と身体障がい者全体の過半数（53.42%）を占めており、次いで内部障がいが 543 人（34.13%）となっています。

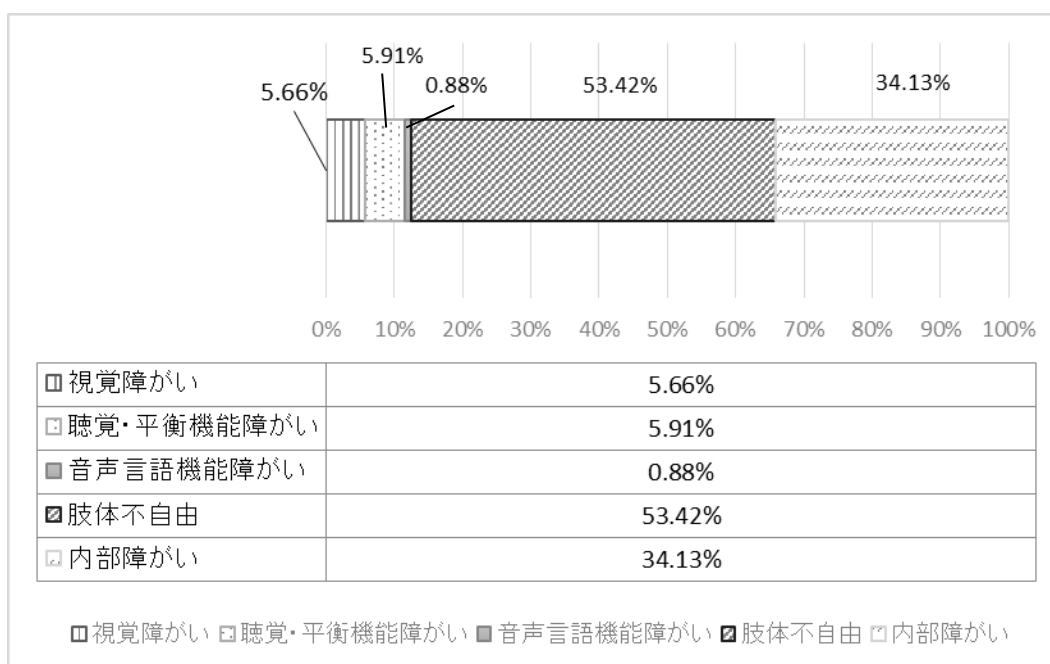
図表 6 身体障がいの種類別・年齢区分別人数

（単位：人）

	18 歳未満		18 歳以上		小 計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
視覚障がい	1	6.25%	89	5.65%	90	5.66%
聴覚・平衡機能障がい	0	—	94	5.97%	94	5.91%
音声言語機能障がい	0	—	14	0.89%	14	0.88%
肢体不自由	11	68.75%	839	53.27%	850	53.42%
内部障がい	4	25.00%	539	34.22%	543	34.13%
合 計	16		1,575		1,591	100.0%

資料：社会福祉課（令和 2 年 3 月 31 日現在）

図表 6-2 身体障がいの種類別構成割合



資料：社会福祉課（令和 2 年 3 月 31 日現在）

(2-3) 身体障がいの種類別・等級別・所持者数の推移

10年前との比較を見ると、手帳所持者数自体は減少傾向にあるものの内部障がいについては増加傾向にあります。

図表 7 障がい部位別・等級別の比較(単位:人)

		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計
視覚障がい	令和 2 年	31	27	7	7	9	9	90
	平成 29 年	36	24	11	7	12	11	101
	平成 23 年	42	32	16	7	14	16	127
聴覚・平衡 機能障がい	令和 2 年	3	30	12	19	1	29	94
	平成 29 年	4	37	18	13	1	32	105
	平成 23 年	3	42	12	19	1	39	116
音声言語機能 障がい	令和 2 年	1	2	7	4	—	—	14
	平成 29 年	0	2	10	7	—	—	19
	平成 23 年	0	2	14	9	—	—	25
肢体不自由	令和 2 年	169	166	185	198	86	46	850
	平成 29 年	194	179	203	221	95	47	939
	平成 23 年	199	224	251	230	115	66	1,085
内部障がい	令和 2 年	300	4	114	125	—	—	543
	平成 29 年	244	3	106	121	—	—	474
	平成 23 年	250	6	139	112	—	—	507
合 計	令和 2 年	504	229	325	353	96	84	1,591
	平成 29 年	478	245	348	369	108	90	1,638
	平成 23 年	494	306	432	377	130	121	1,860

上段：令和 2 年 3 月 31 日現在再掲 中段：平成 29 年 3 月 31 日現在 下段：平成 23 年 3 月 31 日現在

資料：社会福祉課

(3) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者は、令和2年3月31日現在では339人となっています。平成28年からの4年間で34人増加しており、18歳以上では25人増加しています。

等級別では、最重度～重度であるA～A2は大きな変化はみられていませんが、中度～軽度のB1～B2は4年間で37人増加しています。

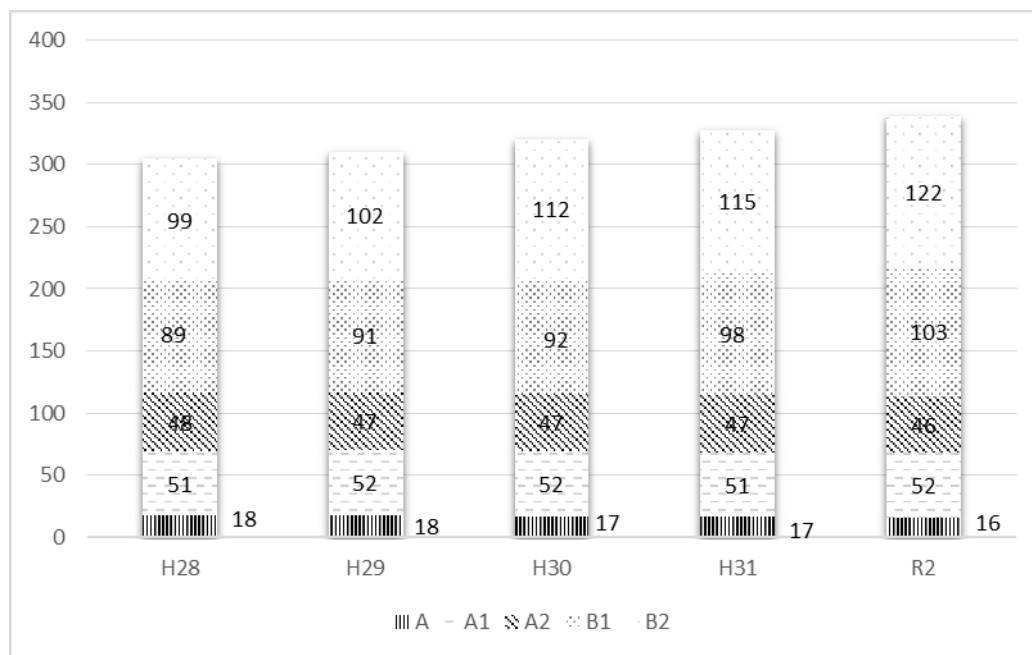
図表 8 年齢区分別の療育手帳所持者数推移

(単位:人)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
18 歳未満	73	71	76	80	82
18 歳以上	232	239	244	248	257
合 計	305	310	320	328	339

資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

図表 8-2 知的障がい者の等級別構成割合

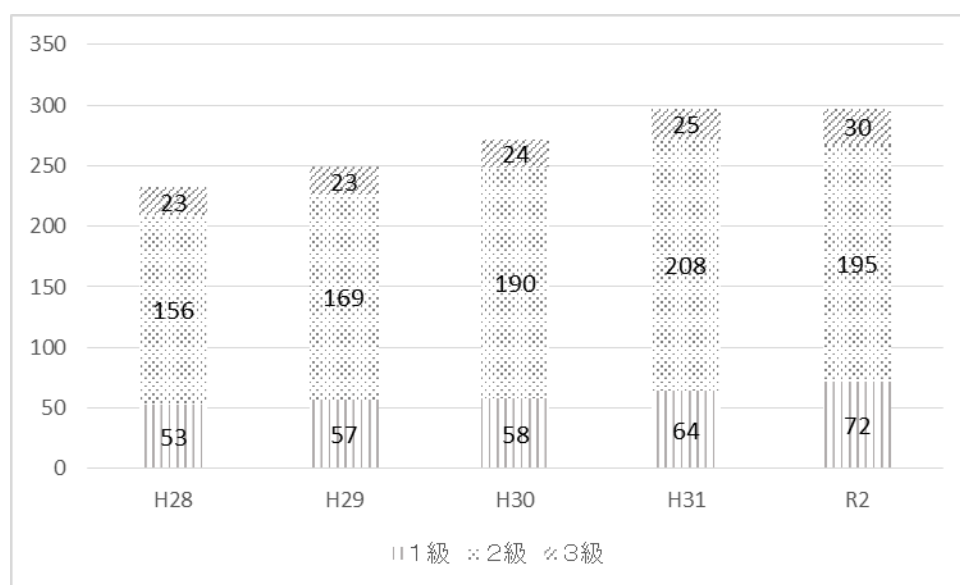


資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和2年3月31日現在では297人となっており、平成28年からの4年間で65人増加しています。2級の割合が最も高く、また増加数も最も多くなっています。

図表 9 障がいの等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：西濃保健所（各年3月31日現在）

図表 9-2 精神障害者保健福祉手帳の年代別所持者数

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	計
1級	0	4	4	11	7	13	33	72
2級	2	16	30	47	41	41	18	195
3級	2	0	7	11	5	4	1	30
計	4	20	41	69	53	58	52	297

資料：西濃保健所（令和2年3月31日現在）

（５）精神通院医療受給者証所持者数の推移

自立支援医療における精神通院医療受給者証所持者は、令和２年３月３１日現在では４６８人となっており、平成２８年度末からの４年間で８０人増加しています。

図表 １０ 自立支援医療における精神通院医療受給者証所持者数の推移

年 度	平成２８年	平成２９年	平成３０年	平成３１年	令和２年
受給者数	３８８	４１６	４３２	４６６ (うち新規 ７１)	４６８ (うち新規 ４４)
増 減	—	２８	１６	３４	２

資料：西濃保健所（各年３月３１日現在）

（６）難病患者について

認定申請についての窓口は県となっているため全容の把握自体は難しいものの、障害者総合支援法の改正により難病患者についても障害福祉サービス等を利用することが可能になっているため、制度の周知に努めます。

図表 １１ 指定難病認定者数の推移

年 度	平成２８年	平成２９年	平成３０年	平成３１年	令和２年
受給者数	２３６	２３８	１９４	１９６	２０２
増 減	—	２	△４４	２	６

資料：西濃保健所「西濃地域の公衆衛生」（各年３月３１日現在）より

2 計画策定のための実態調査

(1) 調査概要

本市の障害福祉に関する課題発見やニーズ把握のため、本来であれば本市において障がい者団体や事業所に対するヒアリング調査を実施すべきところですが、令和3年度が次期障がい者計画策定年度と決まっているためアンケート調査を実施予定であり、障がい者や家族等関係者の負担にならないようにするため、また、岐阜県において第3期障がい者総合支援プラン策定の基礎資料とするためのアンケートを実施済みであることから、今回についてはその内容を基にしました。

調査期間

令和元年7月22日から令和元年12月27日

調査対象者

令和元年7月1日時点において計画相談支援給付費（サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費）の支給を受けている県内在住の障がい者

調査方法

上記対象者本人に対し、計画相談の担当である相談支援専門員にて調査項目内容について直接聞き取りが行われました。対象者が意思疎通の困難な人の場合は意思決定支援を行うことで、可能な限り本人自らの意思を聴き取るよう努められました。それでもなお本人自らの意思を聴き取ることができない場合には、代わって養護者（家族等）から聞き取った内容を本人の意思としています。

調査結果

上記の調査のうち、西濃圏域での結果は以下のとおりです。なお、文中に出てくる「区分」とは障害支援区分のことをいいます。この障害支援区分には、区分1から区分6までがあり、区分6が最重度となっています。

●今の生活について

(1) 自宅で生活している区分4～6の人

	計	～30 歳代	40～50 歳代	60 歳代～
全 体	181	93	66	22
満足している	110	60	41	9
	60.8%	64.5%	62.1%	40.9%
不満である	9	6	1	2
	5.0%	6.5%	1.5%	9.1%
満足でも不満でもない	35	19	9	7
	19.3%	20.4%	13.6%	31.8%
わからない	27	8	15	4
	14.9%	8.6%	22.7%	18.2%

(2) 施設入所している人

	計	～30 歳代	40～50 歳代	60 歳代～
全 体	128	21	58	49
満足している	59	9	30	20
	46.1%	42.9%	51.7%	40.8%
不満である	5	0	3	2
	3.9%	0.0%	5.2%	4.1%
満足でも不満でもない	34	4	12	18
	26.6%	19.0%	20.7%	36.7%
わからない	30	8	13	9
	23.4%	38.1%	22.4%	18.4%

今の生活について尋ねたところ、「満足している」と答えた割合が(1) 自宅で生活している区分4～6の人は6割を超えました。一方、(2) 施設入所している人については5割を切っているものの、「不満である」の割合が3.9%であったことから、生活に関して大きな問題はないものと思われます。

●3年後の生活について

(1) 自宅で生活している区分4～6の人

	計	～30 歳代	40～50 歳代	60 歳代～
全 体	178	90	66	22
今と同じような生活	114	57	41	16
	64.0%	63.3%	62.1%	72.7%
今とは違う生活	42	22	17	3
	23.6%	24.4%	25.8%	13.6%

	計	～30 歳代	40～50 歳代	60 歳代～
先のことは考えられない	22	11	8	3
	12.4%	12.2%	12.1%	13.6%
現在の介助・支援者が 介助・支援できなくなった場合	計	～30 歳代	40～50 歳代	60 歳代～
ひとりで暮らす	2	0	0	2
	1.1%	0.0%	0.0%	9.1%
養護者と暮らす	28	10	11	7
	15.3%	10.5%	16.7%	31.8%
養護者と暮らす（短期入所）	24	18	4	2
	13.1%	18.9%	6.1%	9.1%
グループホームで暮らす	13	6	7	0
	7.1%	6.3%	10.6%	0.0%
施設入所する	14	11	3	0
	7.7%	11.6%	4.5%	0.0%
その他	9	2	5	2
	4.9%	2.1%	7.6%	9.1%

（２）施設入所している人

	計	～30 歳代	40～50 歳代	60 歳代～
全 体	128	21	58	49
今と同じような生活	87	11	40	36
	68.0%	52.4%	69.0%	73.5%
今とは違う生活	11	0	4	7
	8.6%	0.0%	6.9%	14.3%
先のことは考えられない	30	10	14	6
	23.4%	47.6%	24.1%	12.2%
現在の介助・支援者が 介助・支援できなくなった場合	計	～30 歳代	40～50 歳代	60 歳代～
退所し養護者と暮らす	4	0	2	2
	3.1%	0.0%	3.4%	4.1%
退所しひとりで暮らす	7	2	1	4
	5.5%	9.5%	1.7%	8.2%
退所しグループホームで 暮らす	3	0	3	0
	2.3%	0.0%	5.2%	0.0%

現在の介助・支援者が 介助・支援できなくなった場合	計	～30 歳代	40～50 歳代	60 歳代～
その他	33	6	13	14
	25.8%	28.6%	22.4%	28.6%

3年後の生活について尋ねたところ、(1) 自宅で生活している区分4～6の人では「今と同じような生活」を希望している人が各世代とも最も多くなっています。また、現在の介助・支援者が介助・支援できなくなった場合の生活では、「養護者と暮らす」が最も多いものの、現在30代以下の世代では短期入所・施設入所の割合も高くなっています。

一方、(2) 施設入所している人についても「今と同じような生活」を希望している人が各世代とも最も多くなっています。また、現在の介助・支援者が介助・支援できなくなった場合の生活では、各世代とも僅かながら退所を念頭にされている方がいるものの、多くの人で「その他」と答えているか無回答であり、先行きが見えない等により判断できないことがうかがえます。

● 3年後の生活に必要なサービス

(1) 自宅で生活している区分4～6の人

	計	～30 歳代	40～50 歳代	60 歳代～
全 体	183	95	66	22
いつでも相談できる場所や人	44	17	15	12
	24.0%	17.9%	22.7%	54.5%
ひとり暮らしの体験や練習	15	10	5	0
	8.2%	10.5%	7.6%	0.0%
緊急時に受け入れてくれる ところ	104	59	35	10
	56.8%	62.1%	53.0%	45.5%
養護者の休息のための 受け入れ	60	30	26	4
	32.8%	31.6%	39.4%	18.2%
グループホーム	39	23	12	4
	21.3%	24.2%	18.2%	18.2%
入所施設	60	31	23	6
	32.8%	32.6%	34.8%	27.3%
居宅介護等の訪問支援	42	15	16	11
	23.0%	15.8%	24.2%	50.0%

	計	～30 歳代	40～50 歳代	60 歳代～
通所の生活介護	41	18	19	4
	22.4%	18.9%	28.8%	18.2%
通所の就労系事業所	33	25	6	2
	18.0%	26.3%	9.1%	9.1%
移動支援の事業所	31	16	11	4
	16.9%	16.8%	16.7%	18.2%
その他	7	3	4	0
	3.8%	3.2%	6.1%	0.0%

(2) 施設入所している人

	計	～30 歳代	40～50 歳代	60 歳代～
全 体	128	21	58	49
いつでも相談できる場所や人	48	8	17	23
	37.5%	38.1%	29.3%	46.9%
ひとり暮らしの体験や練習	6	0	6	0
	4.7%	0.0%	10.3%	0.0%
緊急時に受け入れてくれる ところ	10	2	5	3
	7.8%	9.5%	8.6%	6.1%
養護者の休息のための 受け入れ	11	4	7	0
	8.6%	19.0%	12.1%	0.0%
グループホーム	3	0	1	2
	2.3%	0.0%	1.7%	4.1%
入所施設	69	10	31	28
	53.9%	47.6%	53.4%	57.1%
居宅介護等の訪問支援	7	0	2	5
	5.5%	0.0%	3.4%	10.2%
通所の生活介護	5	0	5	0
	3.9%	0.0%	8.6%	0.0%
通所の就労系事業所	6	0	4	2
	4.7%	0.0%	6.9%	4.1%
移動支援の事業所	8	0	4	4
	6.3%	0.0%	6.9%	8.2%
その他	5	0	3	2
	3.9%	0.0%	5.2%	4.1%

3年後の生活に必要なサービスについて尋ねたところ、(1) 自宅で生活してい

る区分4～6の人「緊急時に受け入れてくれるところ」が一番多く、続いて「入所施設」「養護者の休息のための受け入れ」が同数となっているものの年代間で差があり、60代以上では「いつでも相談できる場所や人」「居宅介護等の訪問支援」「緊急時に受け入れてくれるところ」の順となりました。

(2) 施設入所している人では「入所施設」が一番多く、次いで「いつでも相談できる場所や人」という結果になっています。

●将来の生活について

(1) 自宅で生活している区分4～6の人

	計	～30 歳代	40～50 歳代	60 歳代～
全 体	183	95	66	22
ひとりで暮らす	9	5	2	2
	4.9%	5.3%	3.0%	9.1%
養護者と暮らす	14	4	6	4
	7.7%	4.2%	9.1%	18.2%
養護者と暮らす（短期入所）	15	8	7	0
	8.2%	8.4%	10.6%	0.0%
グループホームで暮らす	40	23	15	2
	21.9%	24.2%	22.7%	9.1%
施設入所する	55	48	5	2
	30.1%	50.5%	7.6%	9.1%
その他	20	11	5	4
	10.9%	11.6%	7.6%	18.2%

(2) 施設入所している人

	計	～30 歳代	40～50 歳代	60 歳代～
全 体	128	21	58	49
退所し養護者と暮らす	2	0	0	2
	1.6%	0.0%	0.0%	4.1%
退所しひとりで暮らす	2	0	0	2
	1.6%	0.0%	0.0%	4.1%
退所しグループホームで暮らす	3	0	3	0
	2.3%	0.0%	5.2%	0.0%

	計	～30 歳代	40～50 歳代	60 歳代～
その他	35	6	13	16
	27.3%	28.6%	22.4%	32.7%

将来の生活について尋ねたところ、(1) 自宅で生活している区分4～6の人は「施設入所する」が一番多く、次いで「グループホームで暮らす」となっています。

(2) 施設入所している人は「その他」が一番多いため、現状通りの施設入所を継続したい意向が考えられます。

●将来の生活に必要なサービス

(1) 自宅で生活している区分4～6の人

	計	～30 代	40 代,50 代	60 代～
全 体	183	95	66	22
いつでも相談できる場所や人	49	20	18	11
	26.8%	21.1%	27.3%	50.0%
ひとり暮らしの体験や練習	20	15	5	0
	10.9%	15.8%	7.6%	0.0%
緊急時に受け入れてくれる ところ	99	50	39	10
	54.1%	52.6%	59.1%	45.5%
養護者の休息のための 受け入れ	51	31	14	6
	27.9%	32.6%	21.2%	27.3%
グループホーム	62	36	22	4
	33.9%	37.9%	33.3%	18.2%
入所施設	86	46	34	6
	47.0%	48.4%	51.5%	27.3%
居宅介護等の訪問支援	53	15	27	11
	29.0%	15.8%	40.9%	50.0%
通所の生活介護	41	20	17	4
	22.4%	21.1%	25.8%	18.2%
通所の就労系事業所	30	20	7	3
	16.4%	21.1%	10.6%	13.6%
移動支援の事業所	34	16	14	4
	18.6%	16.8%	21.2%	18.2%
その他	13	0	13	0
	7.1%	0.0%	19.7%	0.0%

(2) 施設入所している人

	計	～30代	40代,50代	60代～
全 体	128	21	58	49
いつでも相談できる場所や人	41	6	17	18
	32.0%	28.6%	29.3%	36.7%
ひとり暮らしの体験や練習	4	0	4	0
	3.1%	0.0%	6.9%	0.0%
緊急時に受け入れてくれる ところ	10	2	3	5
	7.8%	9.5%	5.2%	10.2%
養護者の休息のための 受け入れ	9	2	5	2
	7.0%	9.5%	8.6%	4.1%
グループホーム	5	0	1	4
	3.9%	0.0%	1.7%	8.2%
入所施設	77	10	35	32
	60.2%	47.6%	60.3%	65.3%
居宅介護等の訪問支援	5	0	2	3
	3.9%	0.0%	3.4%	6.1%
通所の生活介護	4	0	4	0
	3.1%	0.0%	6.9%	0.0%
通所の就労系事業所	3	0	2	1
	2.3%	0.0%	3.4%	2.0%
移動支援の事業所	8	2	6	0
	6.3%	9.5%	10.3%	0.0%
その他	6	0	4	2
	4.7%	0.0%	6.9%	4.1%

将来の生活に必要なサービスについて尋ねたところ、(1) 自宅で生活している区分4～6の人では「緊急時に受け入れてくれるところ」が一番多く、次いで「入所施設」となっています。

(2) 施設入所している人では「入所施設」が一番多く、次いで「いつでも相談できる場所や人」という結果になっています。これは前出の設問「3年後の生活に必要なサービス」と同じ結果でした。

第3章 計画の実施の現状と目標

1 本計画で定める障害福祉サービス等の体系図

給付の種類	サービス区分	サービスの種類	
自立支援給付	障害福祉サービス	介護給付	居宅介護
			重度訪問介護
			同行援護
			行動援護
			重度障害者等包括支援
			療養介護
			生活介護
			短期入所
			施設入所支援
		訓練等給付	自立訓練（機能訓練）
			自立訓練（生活訓練）
			就労移行支援
就労継続支援（A型・B型）			
共同生活援助（グループホーム）			
自立生活援助			
就労定着支援			
自立支援医療費	自立支援医療		
補装具費	補装具の給付		
相談支援	地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援※[障がい者のみ]		
	計画相談支援		
地域生活支援事業	必須事業	理解促進研修・啓発事業	
		相談支援事業	
		成年後見制度利用支援事業	
		意思疎通支援事業 （手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業）	
		手話奉仕員養成研修事業	
		日常生活用具の給付	
		移動支援	
		地域活動支援センター	
	任意事業	障がい児タイムケア事業	
		日中一時支援事業	
		自動車運転免許取得・改造助成事業	
		訪問入浴サービス事業	
【障害児福祉計画】 児童福祉法に基づく給付		児童発達支援	
		放課後等デイサービス	
		保育所等訪問支援	
		医療型児童発達支援	
		障害児相談支援	
		居宅訪問型児童発達支援	

2 障害福祉サービス等の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針では、令和元年度末時点における施設入所者の 6.0%以上の人を地域生活へ移行するとともに、令和 5 年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から 1.60%以上削減することを基本としています。

本市では、これまでの実績と地域の実情を踏まえ、以下のように目標を設定します。

図表 12 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項 目	数 値	備 考
令和元年度末の施設入所者数	29人	令和元年度末時点の実績
令和5年度末の施設入所者数	28人	令和元年度末時点の施設入所者数より削減
【目標値】 施設入所者数の削減見込数	1人 (3.4%)	令和元年度末時点の施設入所者数の令和5年度末までの削減見込数
【目標値】 令和5年度末における地域生活移行者数	2人 (6.9%)	令和2年度末時点の施設入所者数のうち、令和5年度末までにグループホーム、一般住宅等へ地域移行する者の数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

本市では、地域自立支援協議会において保健・医療・福祉関係者による協議の場が設置されており、各関係機関が課題を共有するとともに、協議を通じて支援体制の強化に努めます。

図表 13 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項 目	備 考
【目標値】 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	地域自立支援協議会の場において協議を行う。

活動指標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数	17人	17人	17人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助	11人	12人	12人
精神障がい者の自立生活援助	1人	1人	1人

(3) 地域生活支援拠点等有する機能の充実

地域生活支援拠点は、障がいのある人の重度化・高齢化、介助者の高齢化に対応する居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制です。この地域生活支援拠点等の整備について令和5年度末までに圏域で共同整備を目指し、整備後はその機能充実のため年1回以上の運用状況の検証を行います。

図表 14 地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討

項目	数 値	備 考
【目標値】 地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討の回数	毎年 1回以上	西濃圏域において整備された事業所に対し、事業実施内容についてPDCAサイクルによる中間評価を実施していきます。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

国の指針では、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう）を通じて、令和５年度中に一般就労に移行する者の目標値を次の通り設定しています。

（いずれも令和元年度との比較）

就労移行支援 1.30 倍以上、就労継続支援 B 型 1.23 倍以上

就労継続支援 A 型 1.26 倍以上、就労移行支援に移行する人 7 割以上

就労移行支援等を利用後に一般就労した障がいのある人のその後の生活面の支援を行い、職場定着につなげるために、平成 30 年度から始まったサービスが就労定着支援です。

就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率に係る目標を設定します。目標は、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率 80%以上の事業所数を 7 割以上とすることを基本とします。

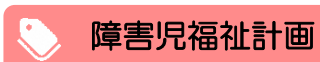
図表 15 福祉施設から一般就労への移行

項 目	数 値	備 考
令和元年度の年間一般就労移行者数	2 人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
令和５年度の年間一般就労移行者数 （合計）	7 人	令和５年度において福祉施設を退所し、一般就労に移行させる者の合計数
【目標値】令和５年度の年間一般就労移行者数		令和元年度の一般就労移行実績と比較して、次に掲げる率以上とすることを基本とする。
就労移行支援	3 人 (1.5 倍)	
就労継続支援 B 型	2 人 (従前 0 人)	
就労継続支援 A 型	2 人 (従前 0 人)	

図表 16 就労定着支援事業の利用者数

項 目	数 値	備 考
令和元年度末時点の就労定着支援事業の利用者数	2人	
【目標値】 令和5年度末時点の就労定着支援事業の利用者数	3人 (1.5 倍)	令和元年度末における利用者数の 1 割以上増加
【目標】 令和5年度末時点の職場定着率 80%以上の就労移行支援事業所の割合	70%	職場定着率の計算基準は「就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後」

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等



① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び 保育所（こども園）等訪問支援の充実

児童発達支援センターは、施設に通う子どもの通所支援や、障がいのある子どもや家族への支援、保育園・幼稚園などの障がいのある子どもを預かる機関との連携・相談・支援を行う施設です。この整備について県は令和5年度末までに、5圏域すべてでの設置を目指すこととしています。

本市では発達支援センター「くるみ」を平成24年4月に設置し、障がいのある子どもや家族との相談や、認定こども園との連携を行っています。

保育所等訪問支援（障がい児が集団生活に対応するために、保育士等のスタッフに対して専門的な支援を行うもの）については、現在発達支援センター「くるみ」において実施している巡回訪問とは異なる性質のものであるため、体制づくりに努めます。

項 目	備 考	
【目標値】 児童発達支援センター	西濃圏域での共同設置を目指す	県において5圏域すべてに施設を設けるとしています。
【目標値】 保育所等訪問支援を利用できる体制	発達支援センター「くるみ」にて、こども園への巡回訪問は実施しているが、児童福祉法に基づく支援事業所によるものではないため、更なる関係者間の連携と体制整備に努めます。	

② 難聴児支援のための支援について

県において令和5年度までを目標に中核的機能を有する体制を確保することを目指す予定であることから、その周知に協力します。

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の指針では、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市に1か所以上確保することを基本としています。市単独での確保が困難な場合には、圏域での設置を含めて検討します。

図表 17 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

項 目	目 標
【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	市内に設置することを基本とするが不可能な場合は、西濃圏域での共同設置に向けて協議していきます。
【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	市内に設置することを基本とするが不可能な場合は、西濃圏域での共同設置に向けて協議していきます。

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の指針では、「令和５年度末までに、都道府県、各圏域及び各市町村において保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする」と掲げてあります。

県においては、心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保することを目指しています。医療的ケア児については適切な支援が受けられるよう協議の場を設置するとともに、コーディネーターを配置することを目指しています。

図表 18 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

項 目	目 標
【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	西濃圏域での共同設置を目指します。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	県や西濃圏域の自治体と配置に向けての協議を行います。

（６）相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターの設置が県内全市町村に求められたことに伴い、相談業務については現在社会福祉協議会への委託を実施に向けて検討しています。また、受付体制及び相談支援員の充実に努めます。

あわせて、社会福祉法の一部改正により新たに「重層的支援体制整備事業」が創設されたことにより、属性・世代を問わない相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援体制を一本化するため、障がい福祉部門以外の関係機関とも連携していく必要があります。

図表 19 相談支援体制の充実・強化等

項 目		令和5年度目標
相談支援	【目標値】 基幹相談支援センター、委託相談支援事業等の総合的・専門的な相談支援を実施する体制の整備	本市で設置します。
支援体制の強化	基幹相談支援センター、委託相談支援事業所等機関との連携強化の取り組みの実施回数	年1回
	相談支援事業者の人材育成の支援件数	年1件
	基幹相談支援センター、委託相談支援事業等地域の相談支援事業者への訪問等による指導・助言件数	年1件
	重層的支援体制の整備	本市での整備に向けて準備します。

（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みにかかる体制の構築

県が実施するサービス等に係る研修に積極的に参加していきます。このほか、障害者自立支援審査システムによる審査結果を分析した結果を、事業所と共有する機会を作ります。

図表 20 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みにかかる体制の構築

項 目	目 標	備 考
【目標値】 県が実施する障害福祉サービス等に関する研修への本市職員の参加人数	毎年 1 名	県や市の委託事業者等が実施する初任者向け研修や権利擁護・虐待防止研修を含む。事業所向け研修会の聴講も可能
【目標値】 自立支援システム等で分析した審査結果を事業所と共有する体制の設置	年 1 回	請求過誤を減らすため、システムの審査結果について共有する機会を作る。

（８）障害福祉サービスの見込量

訪問系サービス及び日中活動系サービスの充実、地域生活移行の促進、地域生活支援の推進に向けて、必要となる障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行います。

① 訪問系サービス

■サービスの概要

サービス名	内 容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅において、入浴、排せつ及び食事の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴、排せつ、食事等の介護並びに外出時の移動支援等を行います。
同行援護	視覚障がいにより、1人での外出が困難な人に対して、外出時の移動の支援を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより、1人での外出が困難な人に対して、外出時の移動の支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

■数値目標

(単位:1か月あたり)

サービス名			平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
居宅介護	人	見込量	13	15	17	8	8	8
		実績	11	8	7	-	-	-
	時間	見込量	163	188	213	120	120	120
		実績	215	180	113	-	-	-
重度訪問 介護	人	見込量	0	0	1	0	0	1
		実績	0	0	0	-	-	-
	時間	見込量	0	0	50	0	0	50
		実績	0	0	0	-	-	-
同行援護	人	見込量	2	2	2	2	3	4
		実績	2	2	2	-	-	-
	時間	見込量	12	12	12	12	16	22
		実績	20	20	11	-	-	-
行動援護	人	見込量	2	2	2	2	3	3
		実績	0	0	0	-	-	-
	時間	見込量	10	10	10	10	15	15
		実績	0	0	0	-	-	-
重度障害者 等包括支援	人	見込量	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	-	-	-
	時間	見込量	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	-	-	-

※令和2年度の実績は見込み。

＜サービスの提供状況＞

訪問系サービスの提供状況をみると、計画見込量に対して利用実績は少ない状況です。新たに参入した事業者がなかったこともあり、利用者・利用時間は年々減少しています。

重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の利用は、ありませんでした。

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 前期計画の策定時に行ったヒアリング調査の意見からも、障害福祉サービスを必要とする人への情報提供が重要であり、本市としてサービスの内容や利用方法を周知するなど、サービスを必要としている人が適切に利用できるよう情報提供を行います。
- 利用者のニーズを的確に把握し、計画相談支援事業所と連携を図り事業者への情報提供を行います。
- 市内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携を図り、サービス見込量を提供できる体制を確保します。

② 日中活動系サービス

平成 30 年 4 月施行の障害者総合支援法の一部改正により、日中活動サービスの 1 つとして、就労定着支援が創設されました。

日中活動系サービスについては、障がいのある人の就労・自立を促す重要なサービスであり、ニーズも高い状況です。就労系サービスは増加していますが、その他ニーズに対応できていないサービスについては、事業者の参入の促進等により充実した提供体制の整備を進めます。

■ サービスの概要

サービス名	内 容
療養介護	常時、医療と介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話を行います。
生活介護	常時介護を必要とする人に、主として昼間において施設で入浴、排せつ及び食事等の介護や創作的活動の機会を提供します。
短期入所（福祉型）	自宅で介護する人が病気等の場合に、短期間障害者支援施設等で宿泊を伴う介護を行います。
短期入所（医療型）	自宅で介護する人が病気等の場合に、短期間医療機関で宿泊を伴う介護を行います。

サービス名	内 容
自立訓練（機能訓練）	身体的リハビリや歩行訓練等、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復のための訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	食事や家事等、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上を図るための訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のための訓練を行います。 雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労している人に、就労に伴う生活上の多様な課題に対応するため、事業所や家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスです。

■数値目標

（単位：1か月あたり）

サービス名			平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
療養介護	人	見込量	7	8	8	6	7	7
		実績	6	6	6	-	-	-
生活介護	人	見込量	86	90	94	86	90	94
		実績	88	76	82	-	-	-
	日	見込量	1,600	1,700	1,800	1,650	1,670	1,700
		実績	1,622	1,610	1,630	-	-	-
短期入所 （福祉型）	人	見込量	15	16	17	15	16	17
		実績	14	11	15	-	-	-
	日	見込量	75	80	85	75	80	85
		実績	80	60	76	-	-	-
短期入所 （医療型）	人	見込量	1	2	2	1	2	2
		実績	1	1	1	-	-	-
	日	見込量	5	10	10	8	10	10
		実績	2	4	8	-	-	-

サービス名			平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自立訓練 (機能訓練)	人	見込量	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	-	-	-
	日	見込量	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	-	-	-
自立訓練 (生活訓練)	人	見込量	2	2	2	2	2	2
		実績	1	1	2	-	-	-
	日	見込量	30	30	30	50	50	50
		実績	2	23	52	-	-	-
就労移行支援	人	見込量	8	8	8	13	14	14
		実績	8	12	13	-	-	-
	日	見込量	160	160	160	250	270	290
		実績	157	210	240	-	-	-
就労継続支援 (A型)	人	見込量	22	24	26	34	36	38
		実績	21	26	32	-	-	-
	日	見込量	440	480	520	570	600	630
		実績	353	523	550	-	-	-
就労継続支援 (B型)	人	見込量	80	90	100	100	105	110
		実績	80	83	95	-	-	-
	日	見込量	1,440	1,620	1,800	1,800	1,850	1,900
		実績	1,416	1,542	1,700	-	-	-
就労定着支援	人	見込量				-	0	1

※令和2年度の実績は見込み。

＜サービスの提供状況＞

療養介護や短期入所(福祉型)はほぼ計画見込量どおりの実績になっています。
就労系サービスである就労移行支援や就労継続支援 (A 型・B 型とも) は事業所の増加もあり、見込量以上の実績がありました。

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 一人ひとりの障がい特性や適性に応じたサービス利用を促進します。
- ニーズに合った見込量確保のため、市内及び近隣市町村のサービス提供事業者との連携を図ります。
- 地域移行への促進や障害児サービスからの移行に伴う、具体的な障がい特性や新たな利用者のニーズに対応できるよう、サービスの提供体制の確保に努めます。
- 福祉施設から一般就労への移行を促すため、就労支援事業者間の連携や情報共有に努めます。
- 一般就労に移行した障がいのある人が安定した就労生活を継続できるよう、定着に向けた就労生活支援を行います。
- 障がいのある人が安心して働ける環境づくりのために、就労支援者等との連携を図りながら、働きやすい環境の整備を進めていきます。

③ 居住系サービス

平成 30 年 4 月施行の障害者総合支援法の一部改正で、居住系サービスの 1 つとして、自立生活援助が創設されました。

グループホームは、福祉施設からの地域移行促進のためにも重要な社会資源であり、必要な人にサービスを提供できるよう、ニーズの把握・充足に努めます。

■ サービスの概要

サービス名	内 容
施設入所支援	施設に入所する人に、主として夜間に入浴や排せつ、食事の介助等を行います。
共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
自立生活援助	施設やグループホームから居宅において自立した日常生活を営むことを支援するため、定期的な巡回訪問や相談援助を行います。

■数値目標

(単位:1 か月あたり)

サービス名			平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
施設入所支援	人	見込量	32	32	32	29	29	28
		実績	31	29	29	-	-	-
共同生活援助 (グループホーム)	人	見込量	39	41	43	44	46	48
		実績	40	41	42	-	-	-
自立生活援助	人	見込量				1	1	1

※令和2年度の実績は、見込み。

＜サービスの提供状況＞

居住系サービスの提供人数については、共同生活援助、施設入所支援ともにほぼ見込量どおりの実績となっています。なお、ここに記載していない「総利用日数」は伸びています。(参考:令和2年度見込み 1,097 日→実績推計 1,250 日)

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 本人、家族、ボランティア団体、地域等と連携して障がいのある人が地域で自立して暮らしていける体制を確立していきます。
- グループホームは障がいのある人が地域で自立した生活を送るための重要な役割を担う社会資源であるため、今後、より一層整備の推進を図ります。
- ニーズに合った見込量の確保のため、市内及び近隣市町村のサービス提供事業者と連携を図ります。

④ 相談支援

障がいのある人のサービスの利用や地域移行に関わる相談支援を行い、障がいのある人の生活の質の向上を図ります。

■サービスの概要

サービス名	内 容
計画相談支援	障がいのある人が利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がい者を対象に、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行います。
地域定着支援	単身で生活している人や同居している家族から支援を受けられない人を対象に、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応等を行います。

■数値目標

(単位:1か月あたり)

サービス名			平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画相談支援	人	見込量	70	39	40	70	75	80
		実績	65	65	66	-	-	-
地域移行支援	人	見込量	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	0	-	-	-
地域定着支援	人	見込量	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	0	-	-	-

※令和2年度の実績は、見込み。

<サービスの提供状況>

計画相談支援の実績は一時期減少していたものの、障害福祉サービス内容の充実や細分化、事業者(所)の増加などの要因に伴い、再び増加しつつあります。

地域移行支援と地域定着支援の利用は、ありませんでした。

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 障がいのある人の意思決定を支援するために、相談事業所や関係機関との連携を強化することで、相談支援体制を充実します。
- 対応困難事例にも対応できるよう、専門的な相談支援体制の充実を図ります。
- 総合的な相談支援が行えるよう、基幹相談支援センターの設置を目指します。

⑤ 障がい児支援（児童福祉法に基づくサービス）



障害児福祉計画

障害児福祉計画として、「児童福祉法」に基づく以下のサービスを見込みに定めたとおり提供することを目指します。

この中で、居宅訪問型児童発達支援は、平成 30 年 4 月施行の児童福祉法一部改正により新たに創設されたサービスです。

■ サービスの概要

サービス名	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	それぞれの障がいに応じた専門的な訓練や医療的ケアを行います。
放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上の訓練等を行います。
保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員、保育士などが保育所等を訪問し、障がい児本人とスタッフに対して、障がい児が集団生活に対応するための専門的な支援を行うもの。
居宅訪問型児童発達支援	外出することが困難な重度の障がいのある子どもに、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用にあたって、障害児サービス等利用支援計画を作成し、その内容が適切かどうか一定期間ごとにモニタリングを行います。

■数値目標

(単位:1か月あたり)

サービス名			平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
児童発達支援	人	見込量	55	60	60	90	95	100
		実績	78	74	87	-	-	-
	日	見込量	260	280	280	420	450	470
		実績	247	306	360	-	-	-
放課後等 デイサービス	人	見込量	50	55	60	63	65	67
		実績	41	38	60	-	-	-
	日	見込量	500	550	600	670	700	720
		実績	542	555	650	-	-	-
保育所等 訪問支援	人	見込量	0	0	0	0	0	1
		実績	0	0	0	-	-	-
	日	見込量	0	0	0	0	0	4
		実績	0	0	0	-	-	-
医療型児童 発達支援	人	見込量	0	0	1	2	2	2
		実績	0	0	2	-	-	-
	日	見込量	0	0	4	10	10	10
		実績	0	0	10	-	-	-
居宅訪問型 児童発達支援	人	見込量	0	0	1	0	0	1
		実績	0	0	0	-	-	-
	日	見込量	0	0	1	0	0	4
		実績	0	0	0	-	-	-
障害児相談支援	人	見込量	30	35	40	50	55	60
		実績	38	42	45	-	-	-

※令和2年度の実績は、見込み。

また、国の指針では障がい児の子ども・子育て支援ニーズの把握及びその提供体制の整備について示されています。それを踏まえ、本市においても利用を希望

する障がいのある子どもが希望に沿った利用ができるよう、障がいのある子どもの受入れに関する見込量を以下のように設定します。

■障がいのある子どもの受入れに関する見込量

種 別		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
認定こども園	人	10	10	10
放課後児童健全育成事業	人	3	3	3

＜サービスの提供状況＞

放課後等デイサービスや障がい児相談支援は、事業者や施設数の増により、見込量を大きく上回る実績で推移しています。

障害児相談支援や児童発達支援については、これまでは、ほぼ見込量どおりの実績となっていました。乳幼児健診やこども園などからの連絡により、発達の遅れが見つかる場合が年々増加しています。

医療型児童発達支援は令和 2 年度に初めて利用がありました。

保育所等訪問支援や居宅訪問型発達支援の利用は、ありませんでした。

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 障がいのある子どもの療育的支援のニーズは高く、今後も児童発達支援や放課後等デイサービスなどの充実に向けた取り組みを進めます。
- 18 歳到達時に適切かつ円滑に障害福祉サービスへ移行できるよう、学校等と協議していきます。
- 相談支援提供体制の量と質の確保を図ります。

また、発達障がい児・者等に関する支援として、新たに以下の項目について進めていくこととなりました。

サービス名	内 容
発達障害者支援地域協議会の設置	主たる協議会は県において設置運営されるものの、本市でも独自に自立支援協議会の下部組織としての設置を検討します。
発達障害者支援センター及び地域支援マネージャーの設置	支援センターの運営は県において実施されるものの、支援マネージャーについては西濃圏域での設置を目指し、協議します。
ペアレントトレーニングやペアレントプログラムの実施	本市では、ペアレントプログラムを発達支援センター「くるみ」において、既に実施しています。

■数値目標

種 別		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数	人	5	5	5
ペアレントメンター* ₁ の人数	人	1	1	1
ピアサポート* ₂ の活動への参加人数	人	1	1	1

※1 ペアレントメンター：自らも発達障害のある子育てを経験した立場から、悩んでいる保護者の気持ちに寄り添い、それまでの子育ての経験情報を提供する。
相談支援に関して一定の養成研修を受けることが必要となる。

※2 ピアサポート：自ら障がいや疾病の経験があり、その経験を活かしながら他の障がいや疾病のある障がい者のための支援を行うもの。
支援を行う人のことを「ピアサポーター」という。

(7) 地域生活支援事業の見込量

障がいのある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立支援給付以外に地域生活支援事業を実施しています。

① 必須事業

■サービスの概要

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。
相談支援事業	障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援や権利擁護のために必要な援助を行い、障がいのある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。
成年後見制度利用支援事業	知的障がい者及び精神障がい者等を対象に、判断能力が不十分な方々を保護する制度である成年後見制度の利用を支援します。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障がいのある人等に、手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣により、障がいのある人等との意思疎通の円滑化を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員の養成研修を、近隣市町との共同事業として行います。（日常会話程度の手話表現技術を取得）
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との調整、ボランティアの育成、障がいに対する理解促進に係る啓発等を行います。

■数値目標

サービス名		平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
		実績			見込		
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業	力所	5	5	5	5	5	5

(単位:年間あたり)

サービス名			平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度 利用支援事業	人	見込量	0	0	1	1	1	1
		実績	0	0	1	-	-	-
意思疎通 支援事業	手話通訳者 派遣事業	件	見込量	30	35	40	45	50
		実績	31	33	43	-	-	-
	要約筆記者 派遣事業	件	見込量	0	0	1	1	1
		実績	0	0	0	-	-	-
手話奉仕員養成研 修事業	人	見込量	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	0	-	-	-
日常生活用具給付等事業	介護・訓練 支援用具	件	見込量	5	5	5	6	7
		実績	1	4	5	-	-	-
	自立生活 支援用具	件	見込量	4	4	4	4	4
		実績	2	2	4	-	-	-
	在宅療養等 支援用具	件	見込量	5	7	10	10	14
		実績	8	12	10	-	-	-
	情報・意思疎 通支援用具	件	見込量	4	5	5	5	6
		実績	8	0	5	-	-	-
	排せつ管理 支援用具	件	見込量	1,100	1,100	1,100	1,100	1,150
		実績	982	1,012	1,080	-	-	-
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	見込量	1	1	1	1	1
		実績	1	1	0	-	-	-

サービス名			平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
移動支援事業	人	見込量	7	8	9	10	11	12
		実績	10	8	9	-	-	-
	時間	見込量	280	320	360	300	320	350
		実績	360	442	200	-	-	-
地域活動支援 センター事業	力所	見込量	3	3	3	3	3	3
		実績	3	3	3	-	-	-
	人	見込量	30	35	40	40	40	42
		実績	31	43	30	-	-	-

※ 令和 2 年度の実績は、見込み。

＜サービスの提供状況＞

日常生活用具給付等事業は通常、年によって利用件数が変動しますが、このところは増加傾向にあります。

手話通訳者派遣事業の利用数が近年は増加傾向にあります。その一方で手話奉仕員養成研修事業については参加が少ない状況が続いています。

移動支援事業については、これまで申請者・実績とも順調に増えていましたが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて外出することが減っているため、実績が減っています。

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 障がいのある人のニーズを把握し、必要なサービスの利用を促進します。
- 意思疎通等のボランティアの育成を図り、ボランティアの活動の場を提供します。
- ニーズに合った見込量の確保のため、地域自立支援協議会、市内及び近隣市町村のサービス提供事業者と連携し、サービス提供を促進します。
- 地域社会への障害者差別解消に向け、さらなる啓発を推進します。
- 事業所への通所時等、日々の生活をするにあたり、交通手段が不足しているため、今後移動支援事業のサービス提供を促進します。
- 地域住民に対し、障がいに対する理解だけでなく、サービス内容や事業所の取り組みについても情報提供し、理解促進・啓発を推進します。

② 任意事業

その他の地域生活支援事業として、障がい児タイムケア事業や日中一時支援事業、訪問入浴サービス等を実施しています。

■サービスの概要

サービス名	内 容
障がい児タイムケア事業	障がいのある小中高生に対して、特別支援学校等の下校後や夏休み等の長期休業中に、社会に適應する日常的な訓練を行う場を提供することにより、障がいのある児童・生徒の療育や家族の就労支援を行います。
日中一時支援事業	障がいのある人に対して日中活動の場を提供し、一時的な介護や見守り等の支援を行うことにより、障がいのある人及びその家族の地域における自立生活、社会参加を促進します。
自動車運転免許取得・改造助成事業	障がいのある人が自動車運転免許を取得希望の場合、あるいは自ら所有し運転する自動車のハンドル及びアクセル・ブレーキ等の一部を改造する必要がある場合、その費用の一部を助成します。
訪問入浴サービス事業	居宅において常に伏臥していることにより、入浴することが困難な65歳未満の障がい者(児)の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図るため、移動入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。

■数値目標

(単位：年間あたり)

サービス名			平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障がい児 タイムケア事業	人	見込量	8	9	10	2	1	1
		実績	7	3	3	-	-	-
日中一時支援事業	人	見込量	18	19	20	25	27	30
		実績	22	28	24	-	-	-
自動車運転免許取得・改造助成事業	人	見込量	2	2	2	2	2	2
		実績	0	6	1	-	-	-
訪問入浴サービス事業	人	見込量	2	3	4	2	2	2
		実績	1	0	1	-	-	-

※令和2年度の実績は、見込み。

＜サービスの提供状況＞

障がい児タイムケア事業の利用者については、利用者の18歳到達及び民間の放課後等デイサービスの利用を希望する人が増加していることに伴い、年々減少しています。

日中一時支援事業については、他サービスへの移行等により実績は増減していますが、ニーズの高いサービスです。

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 障がいのある人のニーズを把握し、必要なサービスの利用を促進します。
- ニーズに合った見込量の確保のため、自立支援協議会や市内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携し、サービス提供を促進します。
- 障がい児タイムケア事業については利用者が僅かであることから、今後の運営について実施者と協議を進めていく必要があります。

第4章 地域生活支援体制の整備

1 地域共生社会の体制の構築

(1) 地域コミュニティの育成

障がいのある人が地域で安心して生活するためには、地域のあらゆる住民が支えあいながら住みよい地域を構築していく必要があります。

近年は自治会活動への参加が少なくなっている傾向にあるうえ、人口減少に歯止めがかかりにくい状況であるため、支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画できる地域コミュニティの体制を構築していきます。そして、障がいのある人だけでなく、介護や子育てを含め、あらゆる地域課題に対応できる体制づくりを進めます。

(2) 地域への啓発活動の推進

障がいのある人が地域で暮らすには、地域住民の理解と協力は必要不可欠です。

障がいのある人となない人がお互いに交流し、ふれあうことを通じて理解を深めることができるよう、区・自治会、民生委員・児童委員、相談員、当事者団体、サービス提供事業所、特別支援学校、各種団体等との連携を図り、多様な交流活動を推進していきます。

また、地域住民があらゆる障がいに対する正しい認識を持つために、ヘルプマークの市民への普及を通して啓発活動を行います。

(3) 地域の見守り体制の構築

障がいのある人が地域で暮らすためには、介助者や家族、公的な支援だけでなく、地域住民による支援が必要です。在宅で生活されている障がいのある人が今後も在宅での生活を継続していくことができるよう、普段の生活の場における日常的な見守りや、災害時の避難または被災時の救援・救助体制とその後の生活支援を含めた地域福祉のセーフティーネットづくりを推進していきます。

また、関係部署が連携し、障がいのある人やその家族が地域で安心して暮らしていくことができるよう、「避難行動要支援者支援制度」を活用し、地域における支援体制・見守り体制の構築を進めていきます。

2 サービスの基盤確保

(1) サービス提供事業者の確保

障害福祉サービスや地域生活支援事業等の各種サービスの安定的な供給を確保するため、事業を行う意向のあるサービス提供事業所やNPO法人、企業等の把握に努めるとともに、障がいのある人の様々なニーズに応えることができるよう、多様なサービス提供主体の参入を促進していきます。一方、地域自立支援協議会を活用し、障がいの特性に対応できる援助技術の共有化に向けた、事業所間の情報交流を促進していきます。

3 利用者本位のサービス提供体制の整備

(1) 制度及びサービス内容の周知と普及

利用者が自らの意思でサービスを選択し利用していくためには、制度や福祉サービスの内容等について理解を深めていくことが必要になります。

そのため、市報「かいづ」やホームページ等の活用を図り、障がいのある一人ひとりに応じた制度やサービス事業内容を紹介・説明する等、制度やサービス内容の周知に努めていきます。

(2) 情報提供体制の充実

障がいのある人が自身に応じたサービスや支援を受けるためには、それらの情報を円滑に入手できることが重要となります。障がいの特性に配慮した情報提供のため、ボランティアの協力により声の市報「かいづ」を希望者に届けています。

福祉サービスや制度等の啓発用パンフレット等については、文字の見やすさと配色に配慮するとともにSPコード化※も検討していきます。

また、障がいのある人が身近なつながりからでも情報を入手できるよう、サービス提供事業所や当事者団体、学校、医療機関とも連携しながら、福祉サービス等に関する情報を入手できるよう取り組んでいきます。

※SPコード：点字が理解困難な視覚障がい者に対して音声で情報提供するシステムで、紙に印刷される四角のコードを専門の読み上げ装置で読み取ると紙面の内容を音声で伝えることができるもの。

（３）ケアマネジメントの充実

障がいのある人の各々の希望に沿ったサービスを適切に利用するためには、障がいのある人一人ひとりのニーズの把握と、サービス利用につなげていくためのケアマネジメントの充実が必要です。そのため、計画相談支援、地域相談支援及び障害児相談支援の要請に応えた質の高いケアマネジメントを適切に実践することが出来る相談支援専門員の支援に努めていきます。

（４）権利擁護の推進

平成 23 年 6 月に成立した障害者虐待防止法の趣旨を踏まえ、障がい者虐待の防止に関する啓発、虐待を発見した市民に対する市等への通報義務等必要な事項の周知を図っていきます。

また、相談支援事業所等やサービス提供事業所等の関係機関との連携により、障がいのある人や児童に対する虐待の防止をはじめ、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止等に向けたシステムの構築に努めていきます。

さらに、平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法では、「不当な差別的取り扱い」と「合理的な配慮をしないこと」が差別になる、としています。差別や偏見等を解消するために、障がいへの理解や周知、啓発を行っていきます。

少子高齢社会の進展に伴い、障がい者も高齢化が進んできています。ひいては、必然的に一番近くに居る「支え手（家族や介護者）」の高齢化も同様に進むため、「親亡き後」を見据えた成年後見制度についても、親族や関係者の理解を得ながら、必要に応じて支援を進めていきます。

4 居宅生活を促進するための支援充実

（１）生活の場の確保

障がいのある人が施設や病院から地域生活へ移行するためには、まず、生活の拠点となる住まいの確保が最も大切となります。その中で、グループホームは、障がいのある人が仲間とともに地域の中で必要な支援を受けながら暮らす生活の場として、今後、整備の必要性が求められています。

障がいのある施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を促進するためにも、地域住民への理解促進を図り、サービス提供事業者・障がい者団体等と連携・協働し、計画的な整備について検討していきます。

また、障がいのある人にとって住みよい居住環境となるよう、日常生活用具給付等事業等により、より良い環境の整備を支援していきます。

（２）居宅サービスの充実

障がいのある人が地域で生活していくためには、居宅生活を支援するサービスが重要なものとなります。多様なサービス提供事業所の参入を働きかけていきます。

また、難病患者等が障害福祉サービスの対象であることを踏まえ、適切なサービスを選択し、決定できる支援体制の充実を図り、必要なサービス利用の促進に努める必要があります。

そのため、障がい種別に関係なく居宅サービスを利用できるよう、県や近隣市町等と連携し支援を行っていきます。

（３）地域ケア体制の構築

支援や医療的ケアが必要な重度・重複障がいのある人の生活の場や、介助者の病気等による緊急時の受け入れ施設を含めた施設の整備の充実を図るなど、本市としての支援体制のあり方について、本市の自立支援協議会等で検討を行っていきます。

（４）障がいのある人の社会参加を支える取り組み

平成３０年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されたことにより、障がいのある人がその個性や能力を発揮し、地域社会における様々な活動に参加できるようニーズ等を踏まえ就労をはじめスポーツや文化芸術などの多様な活動に参加できるよう、各種団体の協力も得ながら参加機会の確保に努めます。

5 相談支援体制の充実

(1) 相談支援体制の充実

サービスに関する相談をはじめ、日常的な不安や悩みを解消するための相談支援を適切に実施し、相談支援事業の充実を図っていきます。また、地域自立支援協議会において、身近な場所での一次的な相談から専門相談まで重層的な相談支援体制等の整備に関して、関係機関と連携し本市の実情に応じた相談支援のネットワークづくりを行い、基幹相談支援センターの設置、重層的支援体制の構築を進めていきます。

6 就労支援の充実

(1) 就労支援体制の充実

障がいのある人一人ひとりの適性や能力に適した就労支援が行えるよう、特別支援学校やサービス提供事業所、公共職業安定所、西濃障がい者就業・生活支援センター等の関係機関・団体との連携体制を強化し、支援体制の充実を図るとともに、一般就労への訓練の場として「就労移行支援」「就労継続支援 A 型」等の各障害福祉サービスの提供体制の整備を図っていきます。

この体制づくりとして、本市地域自立支援協議会就労部会の活動を活性化し、一層の就労支援を行っていきます。

(2) 就労の場の確保

商工会等へ障がい者雇用に関する啓発や働きかけを行い、障がいのある人の一般就労の場の拡大を図っていきます。

一方、一般就労が困難な障がいのある人の福祉的就労の場として、「就労継続支援 B 型」等の提供体制の充実に努めていきます。

(3) 工賃アップに向けた取り組みの促進

就労継続支援事業所等の福祉的就労の場で働く障がいのある人に、工賃アップを目指す取り組みを支援します。就労の機会の拡大に向けて、公的機関からの需

要の拡大を検討します。また、企業等からの発注機会の増大のため、商工会等と連携するとともに、福祉的就労の場で働く障がいのある人の能力向上を図っていきます。

また、平成 25 年に障害者優先調達法が施行されたことを受け、本市における独自の調達方針を定め、目標金額を毎年公表しています。

障がい者就労施設等から購入可能である物品等については優先的・積極的に購入することにより、障がいのある人の経済的な自立を促進していきます。

(4) 就労の定着支援

一般就労に移行した障がいのある人に、安定した就労生活を継続していくことができるよう、家族や公共職業安定所、西濃障がい者就業・生活支援センター等の関係機関、企業等との連携を強化していきます。就労においてだけでなく、就労に伴う生活面での多様な課題に対しても、相談や支援、調整を行い、就労の定着を進めていきます。

7 障がいのある子どもへの支援の充実



障害児福祉計画

(1) 相談支援の充実

海津総合福祉会館「ひまわり」内の発達支援センター「くるみ」において、発達相談、発達支援及び発達障がいについての普及・啓発等を行っています。今後発達障がいをはじめとする、発達に課題のある子どもと家族への継続した相談支援・発達支援・啓発活動と研修等を、関係機関と連携しながら行っていきます。

(2) 切れ目のない支援体制の充実

障がいのある子どもや発達に課題のある子どもが、保育、教育、就労へと移行する際に、医療機関や学校、発達支援センター「くるみ」のほか、令和 2 年 11 月に開設した「海津市子育て世代包括支援センター」等関係機関と情報を共有しながら連携を図ります。

また、18 歳に達した際に、障害福祉サービスに円滑かつ適切に移行できるよう、

学校等とあらかじめ協議のうえ、支援体制を整えます。

8 高齢障がい者への支援

（１）障害福祉サービスと介護保険サービスの連携体制の構築

本市においては高齢化率が年々上昇していますが、障がい者についても高齢化が進行しています。そのため、障がいの程度にかかわらず本人や家族・支援者の高齢化や、「親亡き後」を見据えていく必要があります。

現状では、介護保険サービスと障害福祉サービスを併用利用している障がいのある人は多くはありませんが、団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年を目途に、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

このような状況に鑑み、高齢障がい者を共に支えるため、相談支援専門員と介護支援専門員の連携体制を構築していきます。

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画の推進において、効果的・総合的な施策の推進を図るため、就労支援や地域生活への移行支援等の福祉分野だけでなく、教育、保健・医療、雇用等の多様な分野との連携を強化します。

また、障害福祉サービス量の確保にあたり、近隣市町も含めたサービス提供事業者等の関係機関と連携し、体制の整備や情報の共有を図り、計画を推進します。

さらには、障害福祉サービスの提供及び就労支援にあたっては、市内だけでなく県及び周辺自治体を含めた広域的な調整とネットワークが必要となるため、西濃圏域障がい者自立支援協議会等を活用し、連携を図りながら計画を推進していきます。

本市が愛知県・三重県と接していることから、両県に拠点を置く事業者による本市への進出のほか、両県に所在する事業所施設を利用する人の増加が顕著になっています。そのため、他県組織との連携についても検討していきます。

2 計画の進捗管理

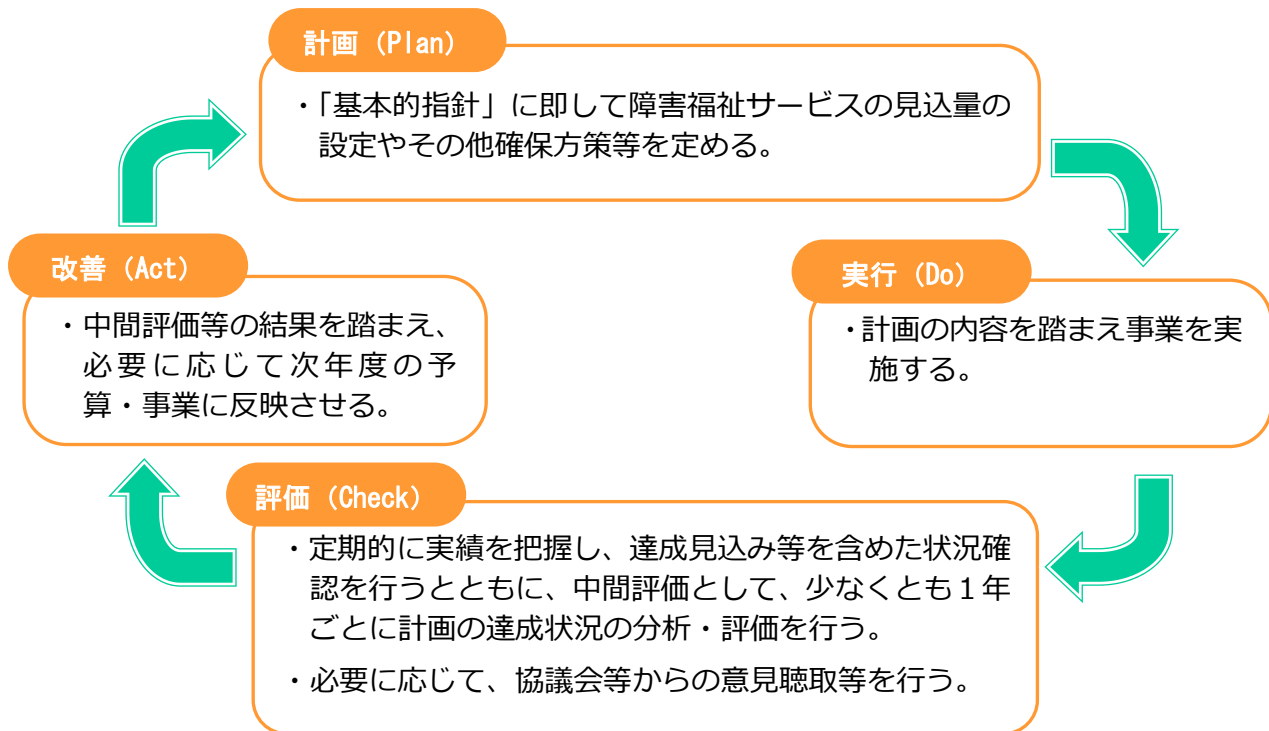
障害者総合支援法においては、計画に定める事項について定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認める時は計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル*）とされています。

そのため、本市においては定期的に調査分析等を行い、地域自立支援協議会において障害福祉計画・障害児福祉計画の中間評価を実施していきます。

*PDCAサイクル:さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくものである。

■PDCAサイクルの考え方

計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
改善 (Act)	考察に基づき、計画の目標、活動等を見直しする



また、現代社会においては福祉に対する施策の動きも大きいほか、国・地方自治体を問わず福祉に関連する年間予算が増加し続けており、事業者や障がい者が必要とする事業内容、ニーズも多種多様になっています。その一方、全国的な人口減少や介護職員の人材難から、A I（人工知能）やロボットを利用するなど無人化、省力化が進みはじめています。

こうしたことから、実際の現場においてはP D C Aサイクルでは対応できない場面も出てくることを考慮した「OODAループ*」での見直しが必要となることも考えていく必要があります。

*OODAループ：アメリカで生まれたビジネスメソッドで、もともとは戦争時に作られたものであり、孫子の兵法やトヨタ経営方式をベースに生まれたとされています。PDCAサイクルでは適用できない、機動性（臨機応変で柔軟な対応が必要）な場合に活用されはじめているマネジメント手法で、「観察（Observe）」「状況判断・方向づけ（Orient）」「意思決定（Decide）」「行動（Act）」のプロセスを順に実施していくものである。

■OODAループの考え方

観察（Observe）	現地調査や報告などから、事業内容や利用者等を観察します。 思いやりや、予断を廃した柔軟さ、臨機応変さが求められます。
判断（Orient）	調査報告の結果に基づき、状況を判断し、方向づけを行います。
方針（Decide）	今後の具体的な方針やプランを策定します。
行動（Act）	実際の行動をします。

3 調査研究及び情報提供

障がい者施策を適切に講じていくため、障がいのある人はもとより障害福祉サービス事業所や支援機関など関係機関に実態調査をするほか、一般市民に対しても障がいのある人の状況や障がい者施策等に関する調査を実施し、それぞれの情報・データの収集・分析を行うとともに、調査結果を計画の推進に反映させるように努めます。そして、計画の推進において広く市民の理解と協力を得るため、効果的な情報提供とともに、市民の意見の反映に努めます。

第6期 海津市障害福祉計画
第2期 海津市障害児福祉計画

発行年月：令和3年1月

発行：海津市

編集：海津市 健康福祉部 社会福祉課

〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須515番地

TEL：0584-53-1139 FAX：0584-53-1569